

会長予定者の選出に関するガイドライン

1. 目的

- 1.1 「会長予定者の選出に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という）は基本規程第6条及び「役員の選任及び会長等の選定に関する規程」に則って発行されるものであり、本協会の会長予定者の選出を公平・公正、確実にを行うことを目的とする。

2. 適用範囲

- 2.1 本ガイドラインは会長予定者の選出手続きにおいて適用する。
- 2.2 本ガイドラインは評議員会において承認された日から適用する。
- 2.3 本ガイドラインは全ての会長意向表明者、会長立候補者、会長候補者、関係団体及び会長予定者の選出を目的として活動する一切の者（以下総称して「会長予定者選出活動者」という）に適用する。

3. 会長意向表明者、会長立候補者、会長候補者

- 3.1 会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者の定義は以下のとおりとする。

| | 定義 |
|---------|---|
| 会長意向表明者 | 意向表明活動期間において、自身の会長立候補への意向を表明した者 |
| 会長立候補者 | 立候補活動期間において、自身の会長候補者選出への意思を表明した者 |
| 会長候補者 | 理事による投票に基づき選出され理事会による承認を得た者及び評議員の推薦に基づき選出され理事会による確認を得た者 |

4. 選出管理委員会

- 4.1 選出管理委員会は、会長予定者の選出に関する事項についての管理及び監督機関であり、全ての会長予定者選出活動者による各種の活動が、本ガイドラインで定められた原則に基づいて行われていることを確実にする責務を担う。

5. 活動

- 5.1 会長予定者選出にかかる活動は以下のとおり分類され、会長予定者選出活動者は、本協会の定める「役員の選任及び会長等の選定に関する規程」及び本ガイドラインの定めに基づいて、適切な方法でそれぞれの活動を行わなければならない。
 - (1) サッカー関連活動
 - (2) 意向表明活動
 - (3) 立候補活動
 - (4) 選挙活動
- 5.2 前項におけるそれぞれの活動の定義、活動期間及び対象者は以下のとおりとし、定められた活動期間以外はそれぞれの活動を行うことはできない。

| 活動 | 定義 | 活動期間 | 対象者 |
|--------------|---|-----------------------------------|--|
| (1) サッカー関連活動 | サッカーに係る一切の活動から(2)、(3)、(4)の活動を除いたもの | 制限なし | — |
| (2) 意向表明活動 | 会長立候補への意向を表明することを目的とした活動 | 12月1日から臨時評議員会(12月)開催時までの期間 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会長意向表明者 ▶ 関係団体及び会長予定者選出を目的として活動する一切の者 |
| (3) 立候補活動 | 会長候補者に選出されるために、以下の行為を勧めることを目的とした活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事による投票 ・ 評議員による推薦 ・ 理事会での選出決議及び確認 | 臨時評議員会(12月)終了時から理事会(1月)による決議までの期間 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会長立候補者 ▶ 関係団体及び会長予定者選出を目的として活動する一切の者 |
| (4) 選挙活動 | 会長予定者に選出されるために、以下の行為を勧めることを目的とした活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員による選挙の投票での決議 ・ 評議員会による承認の決議 | 会長候補者告示から臨時評議員会(1月)による決議までの期間 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会長候補者 ▶ 関係団体及び会長予定者選出を目的として活動する一切の者 |

5.3 会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者は、定められた活動期間のみにおいて、以下の項目に限定された内容で活動書類を作成することができる。

- (1) 提案する政策
- (2) 提案するプログラム
- (3) 過去の記録
- (4) 過去の職歴
- (5) その他本人に関する情報

5.4 活動書類の写しは、選出管理委員会に速やかに提出されなければならない。

5.5 意向表明活動として許される活動及び宣伝ツールは以下のものに限られる。

- (1) 口頭による伝達
- (2) 手紙、はがき、FAX、電子メールの送付

5.6 立候補活動として許される活動及び宣伝ツールは以下のものに限られる。

- (1) 口頭による伝達
- (2) 手紙、はがき、FAX、電子メールの送付

5.7 選挙活動として許される活動及び宣伝ツールは以下のものに限られる。

- (1) 口頭による伝達
- (2) 手紙、はがき、FAX、電子メールの送付
- (3) ビラ、パンフレット、ポスターの配布及び掲示
- (4) 本協会ホームページ内に本協会が設置する特設サイトへの掲載

5.8 意向表明活動、立候補活動及び選挙活動において許される活動及び宣伝ツールによって提供される情報は、活動書類に記載された範囲に限られる。

6. 常に禁止される行為

6.1 会長予定者選出活動者は、会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的とした以下の行為を禁止される。

(1) 買収

他者に対し、贈呈品、金銭、その他の何らかの利益を提供すること。また、他者から受領すること。

(2) 広告

時候、慶弔や激励などのあいさつのために、新聞、雑誌、テレビなどにおいて有料の広告を出稿すること。また、スポンサー及び商業パートナーによって広告をすること。

(3) 飲食物の提供

他者に対し、飲食物を提供すること。

(4) 署名運動

特定の会長意向表明者、会長立候補者もしくは会長候補者を支持させること、又は支持させないことを目的として、理事もしくは評議員から署名を集めること。

(5) イベントの開催

本協会及び基本規程に規定される加盟団体が開催する公式行事にてイベントを開催すること。

(6) メディアインタビュー

本ガイドライン第8条に違反する、又は本協会の評議員会、理事会、選出管理委員会及び事務局に先入観を与える内容のメディアインタビューを行うこと。また、何らかの種類のメディアに対して、他の会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者を非難するよう依頼すること。

(7) 約束及び保証

直接的もしくは間接的又は金銭的もしくは非金銭的を問わず、利益を得るために、約束や保証をすること。

(8) 独立性の侵害

何らかの公的又は私的な自然人又は法人からの強制的な指示を受け入れること。また、会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者の独立性を脅かすこと。

6.2 その他、前項に掲げる各種の禁止行為以外であって、支持を求めることを目的とした同禁止行為に類する行為で、本協会の各種規程及び本ガイドラインに違反すると認められる場合は、選出管理委員会の職権により当該行為を禁止することがある。

7. 公式な立場を有する者

7.1 FIFA、AFC、本協会、又はサッカーに関連するその他いかなるスポーツ組織において複数の公式な立場を有する会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者は、その活動期間において在職のままでよい。

7.2 会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者は、自身にとって不当な優位性や利益を得るために公式な立場を利用してはならない。

8. 尊重の義務

- 8.1 会長予定者選出活動者は、いかなるときでも他の全ての会長予定者選出活動者、評議員会、理事会、選出管理委員会、本協会事務局及び選挙に関連した第三者の威厳を尊重しなくてはならない。
- 8.2 会長予定者選出活動者は、他の会長予定者選出活動者に対して、中傷的、軽蔑的、侮辱的攻撃をしてはならない。

9. 本協会事務局との関係

- 9.1 本協会事務局は、いかなるときにも中立性及び独立性を厳に維持しなければならない。
- 9.2 会長予定者選出活動者は、会長予定者の選出手続きに関連して、いかなるときにも本協会事務局の行為に干渉せずに尊重しなければならない。
- 9.3 会長予定者選出活動者は、支持を受けるために、本協会事務局内の個人や部署に対していかなるサービスも依頼してはならない。

10. 選出管理委員会との関係

- 10.1 会長予定者選出活動者は、選出管理委員会の全ての決定を受け入れ、協力しなければならない。
- 10.2 会長予定者選出活動者は、会長予定者の選出手続きに関連して、いかなるときにも選出管理委員会の行為に干渉せずに尊重しなければならない。
- 10.3 選出管理委員会は、会長予定者選出活動者が本ガイドライン並びにその他の本協会規則を遵守しているか監視するものとする。

11. 本ガイドラインの違反

- 11.1 選出管理委員会は、その設置期間において、本ガイドラインについてのあらゆる違反に関する全ての決定を下すものとし、違反があった場合には当該違反を本協会裁定委員会に提出することができる。
- 11.2 選挙に関連した全ての懲罰措置は、本協会の各種規約、懲罰規程に則って科されるものとする。

12. その他

- 12.1 本ガイドラインにて記載されていない事項は、選出管理委員会の職権において、必要な処置を講ずる。

13. 改正

- 13.1 本ガイドラインの改正は、評議員会の決議を経て、これを行う。

14. 施行

- 14.1 本ガイドラインは、2015年3月29日から施行する。